

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）に係る意見募集について

快適な生活環境をまもり、不幸な猫を増やさない。

県では、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現を目指し、和歌山県動物愛護管理推進計画（平成20年3月策定）に基づき施策を総合的に推進しています。

動物愛護管理推進計画の策定後も、猫に起因する苦情は横ばい状態にあります。また、野良猫への無秩序な給餌等により生活環境に支障が生じる問題も起こっています。

一方、本県の猫の殺処分数は、この10年間に於いてあまり減少せず、人口10万人当たりでは、4年連続ワースト4位（H25年 257.5匹/10万人、総数2,521匹）という状況です。

こうした状況を改善するため、県民の皆様にも、適正な飼養とマナーの向上をお願いしているところです。しかし、現行の法令では、不適正な飼養を行っている飼い主や無秩序な野良猫への餌やりに対する具体的なルールや実効性のある規定がなく、十分に機能していません。

そこで、状況を改善するための施策を進めるために「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正が必要と考えています。

人と猫が共生する潤いのある社会のための施策

飼い主と県民の皆様
に
し
て
い
た
だ
く
こ
と

飼い猫の野良猫化の防止

- ・所有者の適正飼養遵守の強化
（一部義務化）
名札装着 室内飼養 不妊去勢
生活環境を損なわない飼養

地域猫対策

- ・不妊去勢措置による野良猫の増加阻止
- ・餌やりとふん尿の適正処理による生活環境保全

飼い猫以外への餌やり禁止
地域猫対策の猫を除く

ボランティアと協働すること

地域猫対策への協力

譲渡ボランティア

県が
す
る
こ
と

地域猫対策への支援

譲渡の促進

その
結
果

生活環境上の支障が生じている状況を改善します。

野良猫を増やさない。

猫の殺処分数「0（ゼロ）」

条例の詳しい改正内容は次ページをご覧ください。

募集期間

平成27年8月4日（火）～平成27年9月7日（月）

応募方法

郵送、FAX、電子メール等によりご応募ください。（様式は自由です）
このリーフレットの裏面に「ご意見応募用紙」がありますのでご利用ください。

応募先及び
問合せ先

〒640-8585(住所記載不要)
和歌山県環境生活部県民局 食品・生活衛生課 食品衛生班
FAX: 073-432-1952 E-mail: e0316003@pref.wakayama.lg.jp
TEL: 073-441-2624(直通) お電話ではご意見の受付はいたしません。

注意事項

- ① ご意見に対して個別に回答は致しておりませんので、ご承知おきください。
- ② 頂いたご意見の内容については、個人が特定される情報を除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。